

藤枝市教育委員会

令和4年12月定例会議案

令和4年12月20日

藤枝市教育委員会 12月定例会議事日程

日 時 令和4年12月20日（火）午前10時から
場 所 藤枝市役所西館5階 第2委員会室

開 会

会議録署名委員指名

委員

委員

日 程 第1

第25号議案 藤枝市教育委員会が管理する公の施設の使用料の還付等
に関する規定を整備する規則 -P1-

日 程 第2

・諸般の報告

○教育部長

・市議会11月定例会議質疑応答要旨 -P9-

○教育政策課

・藤枝市立小・中学校処務規程等の一部改正等について -P15-

・藤枝市立小中学校／令和5年度入学式ほか日程一覧 -P18-

○生涯学習課

・令和4年度藤枝市子ども会活動発表会を開催します -P19-

○文化財課

・藤枝市文化財保存活用地域計画（案）とパブリックコメントの
実施について -P20-

○その他

閉 会

藤枝市教育委員会が管理する公の施設の使用料の還付等に関する
規定を整備する規則

学校施設等の利用に関する条例施行規則（昭和 51 年藤枝市教委規則第 1 号）、藤枝市郷土博物館条例施行規則（昭和 62 年藤枝市教委規則第 2 号）、藤枝市文学館条例施行規則（平成 19 年藤枝市教委規則第 7 号）、国史跡志太郡衙資料館条例施行規則（平成 20 年藤枝市教委規則第 8 号）、藤枝市岡部宿大旅籠柏屋・内野本陣施設条例施行規則（平成 20 年藤枝市教委規則第 23 号）藤枝市勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和 60 年藤枝市教委規則第 16 号）、藤枝市生涯学習センター条例施行規則（平成 8 年藤枝市教委規則第 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 1 2 月 2 0 日提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

教育委員会が管理する公の施設の使用料の還付等について統一的な運用を図るため、学校施設等の利用に関する条例施行規則ほか 6 本の施行規則の一部を改正する。

藤枝市教育委員会が管理する公の施設の使用料の還付等に関する
規定を整備する規則

(学校施設等の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 学校施設等の利用に関する条例施行規則(昭和51年藤枝市教委規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「又は一部」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 条例第8条第3号に該当するとき 全額又は一部

(藤枝市郷土博物館条例施行規則の一部改正)

第2条 藤枝市郷土博物館条例施行規則(昭和62年藤枝市教委規則第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「とき。」を「とき」に改め、同条第2号中「とき。」を「とき」に、「5割」を「7割」に改め、同条第3号中「とき。」を「とき」に、「5割以内」を「全額又は一部」に改める。

(藤枝市文学館条例施行規則の一部改正)

第3条 藤枝市文学館条例施行規則(平成19年藤枝市教委規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11号」を「第10号」に改める。

第10条第1号中「とき。」を「とき」に改め、同条第2号中「とき。」を「とき」に、「5割」を「7割」に改め、同条第3号中「とき。」を「とき」に、「5割以内」を「全額又は一部」に改める。

(国史跡志太郡衙資料館条例施行規則の一部改正)

第4条 国史跡志太郡衙資料館条例施行規則(平成20年藤枝市教委規則第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「とき。」を「とき」に改め、同条第2号中「とき。」を「とき」に、「5割」を「7割」に改め、同条第3号中「とき。」を「とき」に、「5割以内」を「全額又は一部」に改める。

(藤枝市岡部宿大旅籠柏屋・内野本陣施設条例施行規則の一部改正)

第5条 藤枝市岡部宿大旅籠柏屋・内野本陣施設条例施行規則(平成20年藤枝市教委規則第23号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「入館料等の額の」を削り、同条第2号中「入館料等の額の5割」を「7割」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 条例第12条第3号に該当するとき 全額又は一部

第11条第1項中「次項」の次に「から第5項まで」を加え、同条中第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

2 前項の規定により第5条の規定を読み替えて適用する場合において、指定管理者が柏屋・本陣の効用を高める提案として市長に承認を得たときには、読替え後の同条の規定にかかわらず、所定の利用料金に市長が承認した割合を乗じて得た額を利用料金から減額することができる。

3 指定管理者は、前項の承認を得た場合には、その内容と割合を公表しなければならない。

4 第5条第1項第6号の規定は、指定管理者に管理を行わせている場合には適用しない。

(藤枝市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部改正)

第6条 藤枝市勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和60年藤枝市教委規則第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「全額又は一部」を「7割」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 条例第12条第3号に該当するとき 全額又は一部

(藤枝市生涯学習センター条例施行規則の一部改正)

第7条 藤枝市生涯学習センター条例施行規則（平成8年藤枝市教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条各号を次のように改める。

(1) 条例第8条第1号に該当するとき 全額

(2) 条例第8条第2号に該当するとき 7割

(3) 条例第8条第3号に該当するとき 全額又は一部

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

藤枝市教育委員会が管理する公の施設の使用料の還付等に関する規定を整備する規則

(学校施設等の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 学校施設等の利用に関する条例施行規則（昭和51年藤枝市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 条例第8条ただし書の規定による既納の使用料の還付の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第8条第2号に該当するとき <u>全額又は一部</u></p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 条例第8条ただし書の規定による既納の使用料の還付の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第8条第2号に該当するとき <u>全額</u></p> <p>(3) <u>条例第8条第3号に該当するとき</u> <u>全額又は一部</u></p>

(藤枝市郷土博物館条例施行規則の一部改正)

第2条 藤枝市郷土博物館条例施行規則（昭和62年藤枝市教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入館料及び使用料の還付)</p> <p>第10条 条例第10条ただし書の規定による既納の入館料及び使用料の還付の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第10条第1項第1号による<u>とき</u>。 <u>全額</u></p> <p>(2) 条例第10条第1項第2号による<u>とき</u>。 <u>5割</u></p> <p>(3) 条例第10条第1項第3号による<u>とき</u>。 <u>5割以内</u></p>	<p>(入館料及び使用料の還付)</p> <p>第10条 条例第10条ただし書の規定による既納の入館料及び使用料の還付の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第10条第1項第1号による<u>とき</u> <u>全額</u></p> <p>(2) 条例第10条第1項第2号による<u>とき</u> <u>7割</u></p> <p>(3) 条例第10条第1項第3号による<u>とき</u> <u>全額又は一部</u></p>

(藤枝市文学館条例施行規則の一部改正)

第3条 藤枝市文学館条例施行規則(平成19年藤枝市教委規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、藤枝市文学館条例(平成19年藤枝市条例第11号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(入館料及び使用料の還付)</p> <p>第10条 条例第10条ただし書の規定による既納の入館料及び使用料の還付の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第10条第1項第1号による<u>とき</u>。 全額</p> <p>(2) 条例第10条第1項第2号による<u>とき</u>。 5割</p> <p>(3) 条例第10条第1項第3号による<u>とき</u>。 5割以内</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、藤枝市文学館条例(平成19年藤枝市条例第10号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(入館料及び使用料の還付)</p> <p>第10条 条例第10条ただし書の規定による既納の入館料及び使用料の還付の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第10条第1項第1号による<u>とき</u> 全額</p> <p>(2) 条例第10条第1項第2号による<u>とき</u> 7割</p> <p>(3) 条例第10条第1項第3号による<u>とき</u> 全額又は一部</p>

(国史跡志太郡衙資料館条例施行規則の一部改正)

第4条 国史跡志太郡衙資料館条例施行規則(平成20年藤枝市教委規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 条例第9条ただし書の規定による既納の使用料の還付の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第9条第1号による<u>とき</u>。 全額</p> <p>(2) 条例第9条第2号による<u>とき</u>。 5割</p> <p>(3) 条例第9条第3号による<u>とき</u>。 5割以内</p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 条例第9条ただし書の規定による既納の使用料の還付の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第9条第1号による<u>とき</u> 全額</p> <p>(2) 条例第9条第2号による<u>とき</u> 7割</p> <p>(3) 条例第9条第3号による<u>とき</u> 全額又は一部</p>

(藤枝市岡部宿大旅籠柏屋・内野本陣施設条例施行規則の一部改正)

第5条 藤枝市岡部宿大旅籠柏屋・内野本陣施設条例施行規則（平成20年藤枝市教委規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入館料等の還付)</p> <p>第8条 条例第12条ただし書の規定による入館料等の還付額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第12条第1号に該当するとき <u>入館料等の額の全額</u></p> <p>(2) 条例第12条第2号に該当するとき <u>入館料等の額の5割</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第11条 条例第18条第1項の規定による指定管理者（次項において「指定管理者」という。）に管理を行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(入館料等の還付)</p> <p>第8条 条例第12条ただし書の規定による入館料等の還付額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第12条第1号に該当するとき <u>全額</u></p> <p>(2) 条例第12条第2号に該当するとき <u>7割</u></p> <p><u>(3) 条例第12条第3号に該当するとき 全額又は一部</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第11条 条例第18条第1項の規定による指定管理者（<u>次項から第5項</u>までにおいて「指定管理者」という。）に管理を行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>2 前項の規定により第5条の規定を読み替えて適用する場合において、指定管理者が柏屋・本陣の効用を高める提案として市長に承認を得たときには、読替え後の同条の規定にかかわらず、所定の利用料金に市長が承認した割合を乗じて得た額を利用料金から減額することができる。</u></p> <p><u>3 指定管理者は、前項の承認を得た場合には、その内容と割合を公表しなければならない。</u></p> <p><u>4 第5条第1項第6号の規定は、指定管理者に管理を行わせている場合には適用しない。</u></p>

(藤枝市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部改正)

第6条 藤枝市勤労青少年ホーム条例施行規則(昭和60年藤枝市教委規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の還付)</p> <p>第7条 条例第12条ただし書の規定による既納の使用料の還付の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第12条第2号に該当するとき <u>全額又は一部</u></p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第7条 条例第12条ただし書の規定による既納の使用料の還付の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第12条第2号に該当するとき <u>7割</u></p> <p>(3) <u>条例第12条第3号に該当するとき 全額又は一部</u></p>

(藤枝市生涯学習センター条例施行規則の一部改正)

第7条 藤枝市生涯学習センター条例施行規則(平成8年藤枝市教委規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 条例第8条ただし書の規定による既納の使用料の還付額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>使用者の責によらない理由でセンターを使用することができなかつたときは、その全額を還付することができる。</u></p> <p>(2) <u>使用者が使用日前ホールにあつては30日、ホール以外の室等にあつては5日までに使用許可の取り消しを願い出て、市長が相当の理由があると認めたときは、7割の減額をすることができる。</u></p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 条例第8条ただし書の規定による既納の使用料の還付額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>条例第8条第1号に該当するとき 全額</u></p> <p>(2) <u>条例第8条第2号に該当するとき 7割</u></p>

(3) その他教育委員会が特別の理由があると認めるときは、7割以内の減額をすることができる。

(3) 条例第8条第3号に該当するとき 全額又は一部

市議会 11月定例会月議会 質疑応答要旨

令和4年11月定例会月議会において、各議員より教育に関連する質問がありました。

■一般質問

○ 鈴木岳幸 議員

標題2 ネットリテラシー教育について

(1) 小中学校における、ネットリテラシー教育の実施状況について

【答弁：教育長】

現在、本市における中学生の携帯電話・スマートフォンの所持率は7割を超えており、小学校高学年においても5割に迫ろうとしている。

一人一台タブレット端末の配付により、インターネットに接続できる環境がより身近になり、ネットリテラシー教育の中でも特に、情報社会で適切な活動を行うための基となる考え方と態度を学ぶ、情報モラル教育の必要性が一段と高まっている。

本市における情報モラル教育の実施状況は、小学1年生から中学3年生まで、発達の段階に応じ、学級活動や道徳、総合的な学習の時間などの授業の中で、教員がインターネットの活用方法から情報セキュリティや情報モラルなどについて、計画的、継続的に啓発を行っている。

令和3年度からは、本市独自に配置したスクールロイヤーによる出前講座を開催し、児童生徒や教員を対象に、個人情報の管理をはじめ、誹謗やいじめの防止など、より具体的に学ぶ機会を設けている。

中学生と小学校高学年を対象に、大手通信事業者などによる情報モラル講座を実施し、また、家庭における教育の重要性に鑑み、保護者に対し、「保護者のための情報モラル講座」を毎年実施している。

急速に進展する情報社会において、児童生徒が安全に、またモラルを持ってより有効に情報を駆使できる力を養えるよう、今後もこのような取組を継続し、学校と家庭が連携した情報モラル教育を推進していく。

【再質問①】

小中学生を対象としたネットリテラシー教育は、どのくらいの頻度で実施されているのか。

【答弁：教育部長】

各学校において情報教育の年間計画を作成し、発達段階に応じた情報モラルへの指導を主にタブレット端末を使用する授業の中で実施している。具体的には、小学校低学年であれば、他人に見られないデータの保存の仕方やカメラの使い方の約束など年間7～9回程度、小学校高学年では、ネット利用時の注意点や共同で作業する場合のマナーなど年間1

0～12回程度、中学生では、双方向の通信ソフトを使う際の情報モラルやSNSを通じた人権教育、サイバーセキュリティなど年間15～17回程度行っている。

【再質問②】

「保護者のための情報モラル講座」は非常に重要であり、推進していくべきと考えるが、多くの保護者に参加してもらうための方法がとられているのか伺う。

【答弁：教育部長】

スマートフォンなどを持っている子どもたちが増えており、保護者に対する啓発等も重要であると考えます。コロナの感染状況により保護者向けの講座開催を見送るなど、今年度の開催回数は少ない状況であり、またこれまでも、平日の講座に参加できない、都合がつかないなど参加者が少なかったため、開催日や開催時間などの開催方法を工夫するとともに、動画を活用した配信方法など、効果的な手法を検討していく。

○ 石井道春 議員

標題1 地産地消と給食センター統合について

(1) センターの大規模化と、地産地消について

【答弁：市長】

本市は、豊かな自然と温暖な気候の恩恵を受けながら、平野部では米を中心に野菜等を、山間部ではお茶や蜜柑など、多くの農産物を栽培している。

学校給食において、そのような地元で生産された食材を提供することは、健全な発育とともに、食を通じて豊かな心を育む食育の面からも必要であり、何より生産者の顔が見ることが子供たちの安全・安心につながり、愛郷精神の面からも重要である。そのため、地元食材をできる限り優先的に、より多く利用するよう努力することが、地産地消条例の趣旨に叶うものと考えている。

また、輸送による環境への負荷の軽減や、地元の生産者の経済的支援に寄与できるなど、地産地消のもたらす恩恵は多岐にわたる。

センターの統合により、一つの食材が一度に納入される量は多くなるが、これまでも市内産食材と県内産食材を併用して献立を提供しており、統合後も地産地消を推進できると考えている。さらに本年度予定しているオーガニックビレッジ宣言のもと、給食への有機茶の提供に続き、来年度は有機米についても導入する予定である。

今後、地域の営農関係者と連携を密にし、納入可能な食材の情報把握に努め、より多くの市内産食材が給食に提供できるよう、有機食材活用を含め市内産食材の利用促進を図っていく。

【再質問①】

センターの大規模化は、進めようとしている地産地消に逆行するのではないか。

【答弁：教育部長】

大規模化が地産地消の推進の妨げになるとは考えていない。調理する食数が大きくなれば一度に発注する量が多くなり、地元生産者が単独で対応することは難しいかもしれないが、複数の生産者に発注することで、対応は可能と考えている。今後、農業政策において農地の集積を推進していく方針もあり、大量発注にも対応できる規模の生産者が多くなることも期待できると考えている。

(2) 生産者を納入者にするための組織の構築について

【答弁：教育部長】

地元生産者と納入の交渉を、学校給食に必要な農産物の種類や量、必要とする時期などのデータに基づいて行える仕組みの構築に向け、まずは、納入可能な地元の農産物及び生産者の現状分析を行うとともに、実際に納入の交渉にあたるコーディネータの確保・育成を進めていく。

あわせて、営農団体や認定農業者協会をはじめ、食材納入事業者などとの連携強化を図る中で、学校給食へ地元農産物を納入促進するための組織化に向けて協議を進めていく。

【再質問①】

生産者を納入者にする、複数の生産者に発注するなどの組織づくりや仕組みづくりはこれからののか。

【答弁：教育部長】

これまでも地元農家が生産者として登録し、給食センターに直接納入している例もあり、石井議員が提示された資料に記載の枝豆も地元農家が生産したものである。

今後はそうした事例をできるだけ多くしていきたいと考えている。納入可能な農産物や生産者の現状分析や関係団体との協議を加速させていく必要があるため、地元農産物の納入促進に向けた組織化を検討していく。

(3) 貯蔵が可能な野菜の納入について

【答弁：教育部長】

現在、生鮮食材の発注や納品は、良質な食材を確実に入手するため、各センターにおいて、1日に使用する食材ごとに見積を徴し、納入業者の決定は、産地、価格、品質を総合的に勘案し、できる限り市内産、若しくは県内産を使用するよう納入に努めている。

他市においては、貯蔵可能な野菜について、営農団体が所有する野菜保存用倉庫に農家が一時貯蔵し、十分な量が確保されてから給食センターに納入するという事例もあることから、今後、更なる地元食材の納入促進を図るために、そうした事例を営農団体等と情報

共有しながら、地元食材確保のための手法について検討していく。

【再質問①】

野菜保存用倉庫を活用している他市の事例があるとのことだが、これは本市にあてはまるのか。

【答弁：教育部長】

地元のJAに確認したところ、生産者がJAに農産物を持ち込み、販売先に出荷する前に一時的に保管するための貯蔵施設を所有しているとのことであった。今後は、複数の生産者から納入を進めて行く中で、貯蔵施設の使用方法や、貯蔵する生産物、費用等についてJAと協議を進めていきたいと考えている。

(4) 冷凍食材について

【答弁：教育部長】

本年8月及び9月に使用した冷凍食材は、野菜類では里芋、ほうれん草、トウモロコシであり、利用した献立は、実だくさん汁、かきたま汁、野菜スープ、醤油ラーメンなどの汁物類や、マカロニサラダ、中華サラダ、海藻サラダなどのサラダ類です。

【再質問①】

冷凍の野菜以外にも、冷凍の豆腐を使用している事例があると聞いた。現在このような状況であるのに、大規模化が進めば、さらに保存がきき、使い勝手の良い冷凍食材に頼らざるを得ない状況になるのではないか。

【答弁：教育部長】

本市では加工後冷凍処理した食材と冷凍していない生鮮食材を併用し、給食で使用している。副菜などで、野菜や果物の素材そのものの味や食感を味わって欲しい場合にはできるだけ生鮮食材を使用している。

施設の統合に伴い、1回当たりの納入量は増えるが、増加分については流通量を考慮しても生鮮食材で十分補える予定であり、これにより冷凍食材の使用割合が増えることはないと思われる。その中で、地元食材の使用割合も今後増やしていきたいと考えている。

【再質問②】

地産地消をどう推進するのか、現在具体的に進められるものがない中、貯蔵可能な食材についての新たな取組が議論により出てくるなど、新給食センターの整備計画については、議論が不足している。大規模化を再検討すべきではないか。

【答弁：教育部長】

新給食センターの整備は、既存の施設の老朽化に早急に対応する必要があることが大きな理由である。また、限られた財源を有効に活用するために、効率化にも配慮した施設規

模での整備を想定している。

地産地消については、食育や環境面においても多くの利点があり、積極的に推進する。現在の新センター計画では、地元食材に十分対応できる設備と人員配置を想定しており、施設整備のための準備作業と地産地消推進のための協議は並行して行うことが可能と考えている。

○ 八木 勝 議員

標題1 「人への投資」とリスキリングについて

(2) 「未来型スキル教育支援事業」や「市民大学」の実績・効果について

【答弁：市長】

「未来型スキル教育支援事業」の前身となる「ICT人材育成事業」を平成29年度からスタートし、さらに令和2年度からは就労マッチングまでを行う現事業へと発展させたことにより、育成した人材の地域企業への就労が年々増え、着実に施策の効果が表れているものと考えている。

こうした流れをさらに加速し、市民がいつからでも学び、自身のライフステージで幅広い分野にチャレンジできる環境を作り、地域や経済を担う人材を育てるため、本年8月に「藤枝市民大学」を創設した。

多様な学びのニーズに応えるべく、一般教養やリカレント教育、さらに新たなチャレンジを後押しする資格取得の3コース5講座を設定したところ、定員210人を大幅に上回る延べ543人から入学申し込みがあり、受け入れ体制を調整し、市民の意欲に応えるよう、定員の枠を外し、全員を受け入れることとした。

現在、全28講義のうち、15講義が終了し、全ての講義で出席率が高く、アンケートから満足度も大変高いものとなっている。また文部科学省からは、今後の生涯学習・社会教育のモデルとなると高い評価を受け、将来を見据えた施策として、持続的な人づくりに寄与するものと考えている。

来年度は、学び直しのためのメニューをより一層充実させるとともに、確実に起業や再就職、キャリアアップに結び付くよう資格取得コースの本格的なスタートに向けて準備を進めており、地域産業の担い手となる「人への投資」をさらに進めていく。

【再質問①】

多様な働き方が認められている時代である。学びたいと思っている人は多いが、決められた日時での受講は難しいという声も聞く。WEBや動画配信により、レポートを提出すれば受講したことが確認できるような、受講時間や場所を問わない授業の受け方もあってはいいのではないか。

「未来型スキル教育支援事業」は、既にオンライン講座や講座の動画配信を実施してい

るようだが、「市民大学」も、今後、実施する考えはあるか伺う。

【答弁：教育部長】

コロナ禍を転機に、デジタル活用により学び方も変化しており、市民の皆様、とりわけ社会人の皆様、ライフスタイルに合わせていつでも自由に学びができる環境を整備することは生涯学習社会の実現に向けた重要な課題である。

市民大学については、「学び、出会い、共に成長する」という建学の目的に則り、学びながら講師や学友との交流を育む場を創造するという狙いもあることから、基本的には対面講義としている。

一部オンライン受講の要望もあるため、特に働きながらのリスキリングが中心となるリカレント教育コースにおいては、今後、ニーズに応じた対応を検討していく。

藤枝市立小・中学校処務規程等の一部改正等について

(教育政策課)

藤枝市学校経営研究委員会学校事務改善研究部の検討結果により、藤枝市立小・中学校処務規程の一部を以下のとおり変更します。

1 主な改正の内容

「藤枝市立小・中学校処務規程」

- (1) 第 22 条関係 職員の私傷病による特別休暇に係る提出書類変更に伴う見直し
(資料②の 1 処務規程)

- (2) 第 36 条関係 履歴書が電算化されたことによる様式の廃止
(資料②の 1 処務規程)

- (3) 様式・記入例集の変更、削除 (資料②の 2 処務規程記入例集等)
※改正内容との整合及び事務負担軽減のため。

2 適用年月日

令和 5 年 1 月 1 日

資料①

【新旧対照表】藤枝市立小・中学校処務規程

改正前	改正後
(私傷病による特別休暇) 第22条4(2) <u>診断書(第43号様式)</u> <u>(3) 休暇日数計算書(第70号様式)</u> <u>(4) 療養経過報告書(第54号様式)</u> <u>(5) 観察報告書(第72号様式)</u>	(私傷病による特別休暇) 第22条4(2) <u>医師の診断書</u> <u>(3) (削除)</u> <u>(4) (削除)</u> <u>(5) (削除)</u>
(履歴書) 第36条 校長及び職員が着任したときは、速やかに履歴書 <u>(第62号様式)</u> を校長に提出しなければならない。	(履歴書) 第36条 校長及び職員が着任したときは、速やかに履歴書を校長に提出しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この告示は、令和5年1月1日から施行する。

資料②

令和5. 1. 1 変更点

1 処務規程

条 項 等	変 更 内 容
第22条 4	特別休暇90日を超えて期間を延長する場合の書類について (2) 診断書 (第43号様式) →医師の診断書 (3)～(5) 不要のため削除
第36条	履歴書 履歴書 (第62号様式) の () 内を削除する。 電子履歴書に変更になったため。ただし、様式は (参考) として残しておく。

2 処務規程記入例集等

条 項 等	変 更 内 容
第19条－説明	(年次有給休暇) 「※表計算ソフト利用による申請の場合は、「休暇申請システム説明書」による。」を追加
第22条－説明	(私傷病による特別休暇) 提出書類を訂正 あわせて、「休暇日数計算書」の記入例を削除
第24条－説明	(その他の特別休暇) 育児参加休暇の取得可能な期間を、産前8週間産後1年の期間中と変更
第26条－説明	(職務に専念する義務の免除) 作成書類 (6日以内) に「※表計算ソフト利用による申請の場合は、「休暇申請システム説明書」による。」を追加
第36条	(履歴書) 様式を「参考様式」とする。

〈新休暇システム利用に伴う様式追加〉

第19条、第22条、第26条関係 『様式第40号の2』 追加 (新規様式)



休暇申請システムによる様式を掲載

No.	学校名	入学説明会(R5.4入学)	令和4年度修了式	令和4年度卒業式	令和5年度入学式	令和5年度始業式
1	藤枝小	2月1日(水)受付 13時00分 開会 13時30分 藤枝小体育館	3月17日(金) 8時15分 各教室	3月16日(木) 受付 8時10分 開式 8時50分 藤枝小体育館	4月7日(金) 受付 8時20分 開式 9時00分 藤枝小体育館	4月7日(金) 13時00分 各教室
2	藤枝中央小	2月6日(月)受付 9時00分 開会 9時30分 藤枝中央小体育館	3月17日(金) 8時15分 藤枝中央小体育館	3月16日(木) 受付 8時20分 開式 9時00分 藤枝中央小体育館	4月7日(金) 受付 8時20分 開式 9時00分 藤枝中央小体育館	4月7日(金) 13時30分 藤枝中央小体育館
3	西益津小	2月21日(火)受付 13時30分 開会 14時00分 西益津小体育館	3月17日(金) 8時20分 西益津小体育館または各教室	3月16日(木) 受付 8時15分 開式 9時00分 西益津小体育館	4月7日(金) 受付 8時20分 開式 9時00分 西益津小体育館	4月7日(金) 13時35分 西益津小体育館または各教室
4	青島小	2月7日(火)受付 13時15分 開会 13時40分 青島小体育館	3月17日(金) 8時15分 各教室	3月16日(木) 受付 8時10分 開式 9時00分 青島小体育館	4月7日(金) 受付 8時15分 開式 9時00分 青島小体育館	4月7日(金) 13時35分 各教室
5	青島東小	2月14日(火)受付 8時30分 開会 9時00分 青島東小体育館	3月17日(金) 8時15分 青島東小体育館または各教室	3月16日(木) 受付 8時20分 開式 9時00分 青島東小体育館	4月7日(金) 受付 8時05分 開式 9時05分 青島東小体育館	4月7日(金) 13時30分 青島東小体育館または各教室
6	葉梨小	2月3日(金)受付 13時00分 開会 13時30分 葉梨小体育館	3月17日(金) 8時25分 葉梨小体育館または各教室	3月16日(木) 受付 8時15分 開式 9時00分 葉梨小体育館	4月7日(金) 受付 8時15分 開式 9時00分 葉梨小体育館	4月7日(金) 13時30分 葉梨小体育館
7	葉梨西北小	2月7日(火)受付 13時45分 開会 14時00分 葉梨西北小学習室	3月17日(金) 8時15分 葉梨西北小体育館	3月16日(木) 受付 8時20分 開式 9時00分 葉梨西北小体育館	4月7日(金) 受付 8時30分 開式 9時00分 葉梨西北小体育館	4月7日(金) 10時30分 葉梨西北小体育館
8	高洲小	2月2日(木)受付 8時55分 開会 9時15分 高洲小体育館	3月17日(金) 8時10分 各教室	3月16日(木) 受付 8時20分 開式 9時00分 高洲小体育館	4月7日(金) 受付 8時10分 開式 9時00分 高洲小体育館	4月7日(金) 13時20分 各教室
9	大洲小	2月3日(金)受付 13時10分 開会 13時30分 大洲小体育館	3月17日(金) 8時15分 各教室	3月16日(木) 受付 8時20分 開式 9時00分 大洲小体育館	4月7日(金) 受付 8時20分 開式 9時00分 大洲小体育館	4月7日(金) 13時20分 各教室
10	稲葉小	2月1日(水)受付 13時15分 開会 13時30分 稲葉小図書室	3月17日(金) 8時15分 稲葉小体育館	3月16日(木) 受付 8時15分 開式 9時00分 稲葉小体育館	4月7日(金) 受付 8時30分 開式 9時00分 稲葉小体育館	4月7日(金) 10時15分 稲葉小体育館
11	瀬戸谷小	2月13日(月)受付 13時30分 開会 13時45分 瀬戸谷小図書室	3月17日(金) 8時15分 瀬戸谷小体育館	3月16日(木) 受付 8時20分 開式 9時00分 瀬戸谷小体育館	4月7日(金) 受付 8時30分 開式 9時00分 瀬戸谷小体育館	4月7日(金) 10時30分 瀬戸谷小体育館
12	広幡小	2月16日(木)受付 13時00分 開会 13時30分 広幡小体育館	3月17日(金) 8時20分 各教室	3月16日(木) 受付 8時10分 開式 9時00分 広幡小体育館	4月7日(金) 受付 8時20分 開式 9時00分 広幡小体育館	4月7日(金) 13時45分 広幡小体育館
13	藤岡小	2月24日(金)受付 13時15分 開会 13時30分 藤岡小体育館	3月17日(金) 8時15分 藤岡小体育館	3月16日(木) 受付 8時30分 開式 9時00分 藤岡小体育館	4月7日(金) 受付 8時30分 開式 9時00分 藤岡小体育館	4月7日(金) 13時20分 藤岡小体育館
14	高洲南小	2月10日(金)受付 13時30分 開会 14時00分 高洲南小体育館	3月17日(金) 8時20分 高洲南小体育館	3月16日(木) 受付 8時25分 開式 9時10分 高洲南小体育館	4月7日(金) 受付 8時20分 開式 9時00分 高洲南小体育館	4月7日(金) 13時40分 高洲南小体育館
15	青島北小	2月8日(水)受付 9時00分 開会 9時30分 青島北小体育館	3月17日(金) 8時20分 青島北小体育館	3月16日(木) 受付 8時20分 開式 9時00分 青島北小体育館	4月6日(木) 受付 8時10分 開式 9時00分 青島北小体育館	4月7日(金) 8時45分 青島北小体育館
16	岡部小	2月8日(水)受付 13時20分 開会 14時00分 岡部小体育館	3月17日(金) 8時10分 岡部小体育館または各教室	3月16日(木) 受付 8時10分 開式 9時00分 岡部小体育館	4月7日(金) 受付 8時10分 開式 9時00分 岡部小体育館	4月7日(金) 13時40分 岡部小体育館または各教室
17	朝比奈第一小	2月8日(水)受付 13時30分 開会 13時45分 朝比奈第一小図書室	3月17日(金) 8時15分 朝比奈第一小体育館	3月16日(木) 受付 8時30分 開式 9時00分 朝比奈第一小体育館	4月7日(金) 受付 10時00分 開式 10時15分 朝比奈第一小体育館	4月7日(金) 8時25分 朝比奈第一小体育館
1	藤枝中	1月26日(木)受付 13時10分 開会 13時30分 藤枝中体育館	3月16日(木) 9時05分 藤枝中体育館	3月17日(金) 受付 8時20分 開式 9時00分 藤枝中体育館	4月7日(金) 受付 12時40分 開式 13時30分 藤枝中体育館	4月7日(金) 9時00分 藤枝中体育館
2	西益津中	2月22日(水)受付 13時10分 開会 13時30分 西益津中体育館	3月16日(木) 9時00分 西益津中体育館または各教室	3月17日(金) 受付 8時15分 開式 9時00分 西益津中体育館	4月7日(金) 受付 12時45分 開式 13時30分 西益津中体育館	4月7日(金) 9時00分 西益津中体育館または各教室
3	青島中	1月23日(月)受付 13時10分 開会 13時30分 青島中体育館	3月16日(木) 9時30分 青島中体育館	3月17日(金) 受付 8時10分 開式 9時00分 青島中体育館	4月7日(金) 受付 12時50分 開式 13時50分 青島中体育館	4月7日(金) 9時00分 青島中体育館
4	葉梨中	2月15日(水)受付 13時10分 開会 13時30分 葉梨中体育館	3月16日(木) 8時20分 葉梨中体育館	3月17日(金) 受付 8時35分 開式 9時00分 葉梨中体育館	4月7日(金) 受付 12時50分 開式 13時30分 葉梨中体育館	4月7日(金) 8時40分 葉梨中体育館
5	高洲中	1月27日(金)受付 13時10分 開会 13時40分 高洲中体育館	3月16日(木) 8時30分 各教室	3月17日(金) 受付 8時20分 開式 9時15分 高洲中体育館	4月7日(金) 受付 12時45分 開式 13時30分 高洲中体育館	4月7日(金) 9時15分 高洲中体育館
6	大洲中	2月24日(金)受付 13時20分 開会 13時55分 大洲中体育館	3月16日(木) 8時45分 大洲中体育館	3月17日(金) 受付 8時30分 開式 9時00分 大洲中体育館	4月7日(金) 受付 12時40分 開式 13時30分 大洲中体育館	4月7日(金) 9時15分 大洲中体育館
7	瀬戸谷中	1月26日(木)受付 13時10分 開会 14時20分 瀬戸谷中図書室	3月16日(木) 8時20分 瀬戸谷中体育館	3月17日(金) 受付 8時30分 開式 9時00分 瀬戸谷中体育館	4月7日(金) 受付 13時00分 開式 13時30分 瀬戸谷中体育館	4月6日(木) 8時20分 瀬戸谷中体育館
8	広幡中	2月20日(月)受付 13時10分 開会 13時40分 広幡中体育館	3月16日(木) 9時00分 広幡中体育館	3月17日(金) 受付 8時30分 開式 9時00分 広幡中体育館	4月7日(金) 受付 12時10分 開式 13時00分 広幡中体育館	4月7日(金) 8時45分 広幡中体育館
9	青島北中	1月23日(月)受付 13時30分 開会 13時50分 青島北中体育館	3月16日(木) 8時40分 青島北中体育館	3月17日(金) 受付 8時20分 開式 9時00分 青島北中体育館	4月7日(金) 受付 13時30分 開式 14時15分 青島北中体育館	4月7日(金) 9時10分 青島北中体育館
10	岡部中	2月21日(火)受付 13時00分 開会 13時30分 岡部中体育館	3月16日(木) 9時00分 岡部中体育館	3月17日(金) 受付 8時20分 開式 9時00分 岡部中体育館	4月7日(金) 受付 12時50分 開式 13時30分 岡部中体育館	4月7日(金) 9時20分 岡部中体育館

令和 4 年度藤枝市子ども会活動発表会を開催します

(生涯学習課)

1 趣旨・目的

当発表会は、子ども会の活動成果を情報発信することにより、子ども会活動の一層の充実強化に資するとともに、子ども会活動の持つ役割や意義についての理解と協力を求める機会とすることを目的とします。

2 概要

(1) 日 時 令和 5 年 1 月 22 日 (日) 午前 9 時 30 分～正午

(2) 会 場 藤枝市生涯学習センター ホール

(3) 主 催 藤枝市子ども会世話人連絡会

(4) 後 援 藤枝市教育委員会

(5) 内 容

5 小学校区の子ども会の子どもたちが、パワーポイント等を使用して、活動成果をわかりやすくプレゼンテーションします。

【子ども会名・タイトル】

① 藤枝中央小学区子ども会 (藤枝中央小)

『野の花万華鏡を作ろう～科学工作を楽しむ～』

② 光洋台子ども会 (青島小) 『地域の食文化を学ぼう 瀬戸の染飯』

③ 三区子ども会 (青島東小) 『通学路沿いの花壇の手入れと美化活動』

④ 水守子ども会 (広幡小) 『チャレンジ冒険遊び事業 日帰り瀬戸谷体験』

⑤ 朝比奈第一小学校区子ども会 (朝比奈第一小学校)

『朝比奈地区の虫送り』

(6) その他

新型コロナウイルス感染防止のため、観客は当該学区の関係者のみとするなど開催規模を縮小して行います。



令和 3 年度発表会の様子

藤枝市文化財保存活用地域計画（案）とパブリックコメントの実施について

（文化財課）

1 策定の目的

少子高齢化・過疎化などにより将来的に文化財継承の危機が予想されていることから、市域の文化財を確実に保存し、多様な人材が関わり関連分野と連携した活用を推進することで、地域社会総がかりで次世代への継承を目指すため、国指針や県大綱と整合を図りながら、本市が目指す方向性や計画的・継続的な取組を示す計画を策定する。

【根拠法令】文化財保護法第 183 条の 3（H30 改正、H31 施行）

市町村の教育委員会（文化財課が補助執行）は、文化財保存活用大綱（県：令和 2 年 3 月策定）を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 計画の概要

(1) 計画の期間

令和 5 年度から令和 12 年度までの 8 年間

計画の進行について検証し、見直しが生じた場合には文化庁と協議を行う。

(2) 基本理念

「東海道と山・里・まちが織りなす歴史文化を藤枝ブランドとして活かし、交流を生み出すまち」

(3) 基本方針

- 1 地域の宝の掘り起こし（把握する）
- 2 後世に守り伝える（保存する）
- 3 関わる人の輪を広げる（人材を増やす）
- 4 魅力を活かす（活用する）

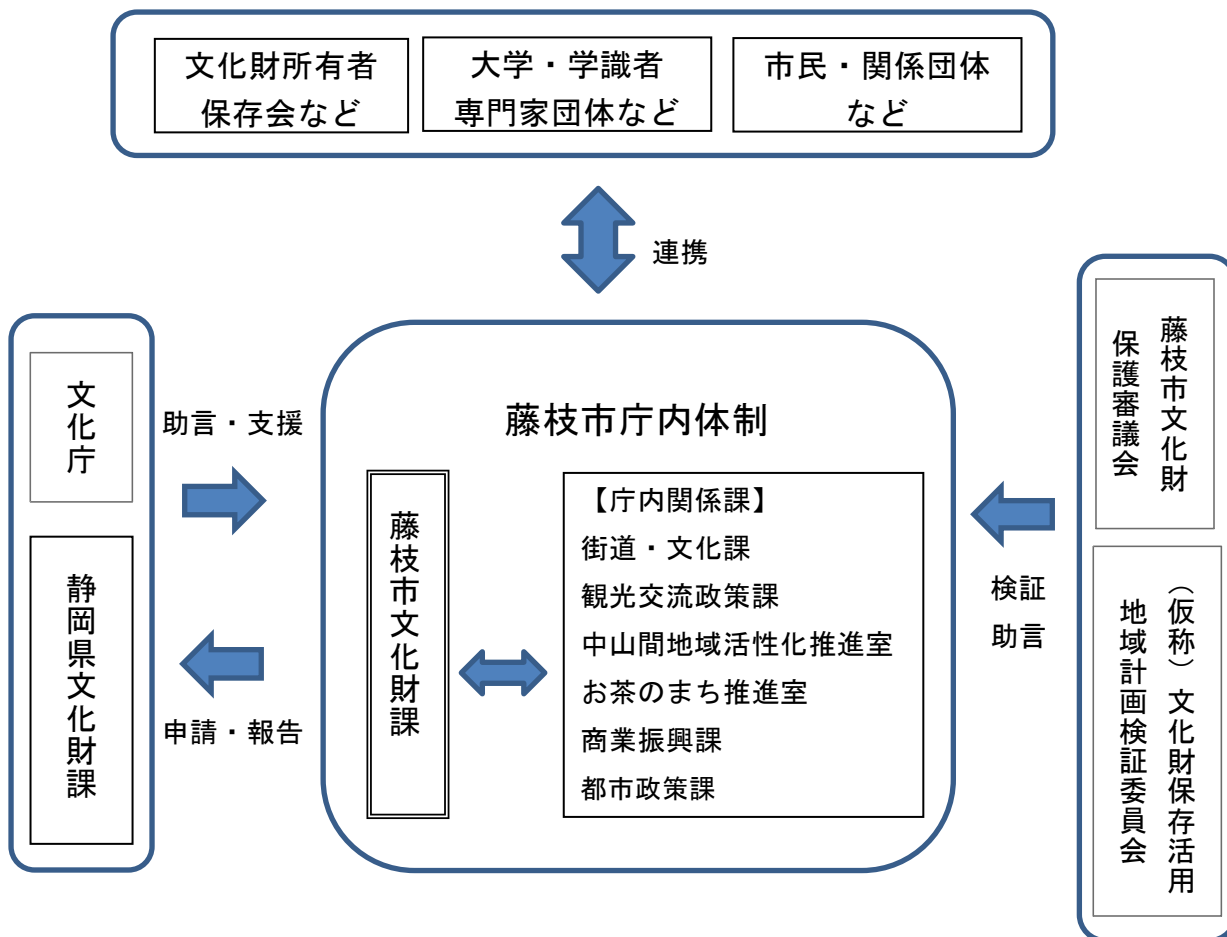
(4) 保存活用のための措置

1 地域の宝の掘り起こし（把握する）	①歴史文化資産の調査 ②歴史文化資産の再評価	③所蔵資料の整理
2 後世に守り伝える（保存する）	①指定等による保護の推進 ②所有者との連携 ③計画的な保存修理	④整備した施設の適正な維持 ⑤未指定の歴史文化資産の保存 ⑥埋蔵文化財の保存
3 関わる人の輪を広げる（人材を増やす）	①市民団体と連携した保存活用 ②市民への情報発信 ③地域の伝統文化の継承支援	④学校教育・社会教育との連携 ⑤保存活用を担う体制の維持
4 魅力を活かす（活用する）	①発信力の強化 ②体感する機会の創出 ③博物館機能の強化	④観光との連携 ⑤まちづくりとの連携 ⑥公開施設の活用
関連文化財群 ※テーマごとの 保存活用	1 東海道がつなぐ交流 2 茶文化がつなぐ交流	
歴史文化資産の防災・防犯	①平常時（発災前） ②災害発生時	

(5) 実施の体制

文化庁や県との協議のもと、文化財課を中心に市内の文化振興・観光・地域振興・産業振興・商業振興・教育関係部門と連携し、文化財の所有者や保存会、大学や学識者などの専門家団体、市民や多様な関係団体などと協働しながら計画を推進します。文化庁や県、近隣市とも連携して広域での保存活用を図ります。

【体系図】



3 今後のスケジュール

- 令和4年 12月 15日 計画案の報告（市議会）
- 12月 23日 パブリックコメント（～1/24）
- 令和5年 1月下旬 パブリックコメントの結果報告、計画決定（懇話会、
～2月上旬 文化財保護審議会）
- 2月 9日 パブリックコメントの結果報告、計画決定（行政経営会議）
- 3月 パブリックコメントの結果報告、計画報告（市議会）
- 4月 承認申請前の文化庁協議
- 6月 承認申請（文化庁）
- 7月 認定の公表（文化庁）

藤枝市文化財保存活用地域計画【概要】

第5章 歴史文化資産の保存・活用の目指す姿と基本方針

《基本理念》

東海道と山・里・まちが織りなす歴史文化を藤枝ブランドとして活かし、交流を生み出すまち

基本方針1 地域の宝の掘り起こし（把握する）

基本方針2 後世に守り使える（保存する）

基本方針3 関わる人の輪を広げる（人材を増やす）

基本方針4 魅力を活かす（活用する）

藤枝市の現状

序章

- 1 計画作成の背景と目的
- 2 計画期間 令和5～12年（8年間）
- 3 地域計画の位置付け
 - (1) 関連計画の概要
 - (2) ローカルSDGsの反映
- 4 用語の定義 「歴史文化資産」

第1章 藤枝市の概要

- 1 自然的・地理的環境
 - (1) 位置、
 - (2) 地形
 - (3) 気候
 - (4) 植生
 - (5) 地質
- 2 社会的状況
 - (1) 東西・南北に連なる広域交通ネットワーク
 - (2) 市域の形成と地区の構成
 - (3) 人口推移
 - (4) 産業
 - (5) 観光
 - (6) 土地利用
 - (7) 文化施設・展示公開施設
- 3 歴史的背景
 - (1) 原始・古代
 - (2) 中世
 - (3) 近世
 - (4) 近現代
- 4 ゆかりの人物

藤枝市の文化財と歴史文化

第2章 藤枝市の歴史文化資産の類型別概要

- 1 指定等文化財の概要
- 2 未指定の歴史文化資産
- 3 埋蔵文化財とその他の歴史文化資産
- 4 日本遺産

第3章 藤枝市の歴史文化の特徴

- 1 古代の志太郡・益津郡と郡役所の風景
奈良時代に始まる志太平野の中心的役割と東海道
- 2 中世の武士と山城 駿河今川氏のルーツ藤枝
岡部氏・朝比奈氏の発祥、駿河今川氏発展の始まりの地
- 3 志太平野の拠点 家康ゆかりの田中城
戦国大名今川・武田・徳川の田中城争奪戦、家康が愛した鷹狩と田中城
- 4 江戸の東海道駿州の旅 宇津ノ谷峠をめぐる歴史と文化
東海道を行きかう人と文化の交流で発展するまち
- 5 町と村の暮らしと祈り
地域に根差した伝統の祭り、自然とともに暮らす知恵と災害への備え
- 6 明治の技術と近代化 ふじえだ鉄道遺産
先進的なトンネル開通、鉄道駅開業、軽便鉄道、交通網の中心地へ
- 7 藤枝から世界を目指した茶産業
外国との茶の直接貿易への熱意、三大産地となった玉露
- 8 文武両道の藤枝 文学とサッカー
田中藩校日知館の教えは文武両道、ゆかりの文学者とサッカーのまち

第4章 歴史文化資産の把握調査

- 1 これまでの歴史文化資産の調査の概要
- 2 歴史文化資産の把握・調査の課題

保存活用のための措置

第6章 歴史文化資産の保存と活用に関する方針と措置

基本方針1 地域の宝の掘り起こし（把握する）

歴史文化資産を把握し、歴史的な位置付けを見出すための調査を行う。

- ① 歴史文化資産の調査
- ② 歴史文化資産の再評価
- ③ 所蔵資料の整理

基本方針2 後世に守り伝える（保存する）

適切な保存修理や記録作成によって保存し、後世に継承する。

- ① 指定等による保護の推進
- ② 所有者との連携
- ③ 計画的な保存修理
- ④ 整備した施設の適正な維持
- ⑤ 未指定文化財の保存
- ⑥ 埋蔵文化財の保存

基本方針3 関わる人の輪を広げる（人材を増やす）

歴史文化資産への理解を深め多様な人材が保存・活用に参画することを目指す。

- ① 市民団体との連携した保存活用
- ② 市民への情報発信
- ③ 地域の伝統文化の継承支援
- ④ 学校教育・社会教育との連携
- ⑤ 保存活用を担う体制の維持

基本方針4 魅力を活かす（活用する）

豊かな歴史文化を藤枝ブランドとして、観光やまちづくり等他分野と連携して活用する。

- ① 発信力の強化
- ② 体感する機会の創出
- ③ 博物館との連携
- ④ 観光との連携
- ⑤ まちづくりとの連携
- ⑥ 公開施設の活用

第7章 歴史文化資産の総合的な保存と活用

※「関連文化財群」 共通のテーマのもとに効果的な保存活用を図る

関連文化財群① 東海道がつなぐ交流

日本遺産を核として、東海道がもたらす交流が、古代から現代まで重なりあって形成された歴史文化を保存活用する

関連文化財群② 茶文化がつなぐ交流

江戸時代後期から始まった茶生産の歴史、産地と集積地のネットワーク、三大産地である玉露をはじめとする茶の歴史文化を保存活用する

第8章 歴史文化資産の防災・防犯

- 1 歴史文化資産の防災・防犯に関する課題と方針
- 2 歴史文化資産の防災・防犯に関する措置と体制

第9章 歴史文化資産の保存・活用の推進体制

令和5年1月 行事予定

日	曜	内 容	会場	時間
1	日			
2	月			
3	火			
4	水	仕事始め		
5	木			
6	金			
7	土			
8	日	はたちのつどい	市内各所	
9	月			
10	火			
11	水			
12	木			
13	金			
14	土			
15	日			
16	月			
17	火			
18	水			
19	木			
20	金			
21	土			
22	日			
23	月			
24	火			
25	水			
26	木	教育委員会1月定例会	第2委員会室	10:00
27	金			
28	土			
29	日			
30	月			
31	火			